

視 座

「難聴児補聴器購入助成事業」—学校健診時の出来事から—

宮城県医師会理事

佐藤 良 樹

例年のごとく2月末には次年度の十数校の学校健診の日程が決まり、新学期が始まる4月中旬以降から6月末にかけて学校健診が行われます。

ある年の4月末、まだインフルエンザが流行しており、スギ花粉の飛散もまだ終息していない時期の学校健診でした。耳鼻科校医の小生や介助の看護師、養護教諭・担任の先生もマスクをしての健診風景でした。事前に検査した聴力の異常の有無を聞きながら、一人一人名前を聞き、発声の状態を確かめ、鼻腔・口腔・咽頭・右耳・左耳の順に所見を取っていくのが小生の健診の手順です。ある女子生徒の時に、名前を名乗らずただ立っている生徒に出会いました。担任の先生から難聴があり、補聴器を装着している生徒ですとの説明を受けました。後日、詳しくその生徒の状況を聞くことができました。

その生徒は小学6年生の女子生徒で、一歳代の時から難聴を指摘されていました。祖父・母親も難聴があり、遺伝性の両側感音難聴ではないかと言われていたそうです。平成23年の東日本大震災の際、関東地方に転居し、通常学級の小学校に通学していました。難聴については某大学病院耳鼻咽喉科に通院、経過観察を行っていました。補聴器の装着に対しては本人の抵抗があり補聴器を着けずに通常学級に通学していたそうです。5年生の時、大崎市に転入してきました。5年生の学習発表会の練習会や発表会の参加に不安を感じたことなどが補聴器の装着のきっかけになったようで、発表会后、耳鼻咽喉科診療所を受診し、難聴児補聴器購入助成を受け、補聴器を装着するようになりました。その後も通級を希望し通学していたとのこと。集会などでは反応が悪いのですが、通常クラスでの学習では問題がなかったようです。なお、担任の先生もあまり気にせず授業を行っていたようです。その後、6年生の一時期に保健室登校になったこともありました。

この生徒の聴力レベルは右耳が45dB、左耳が50dBでした。語音明瞭度は右耳が60dBで95%、左耳が60dBで90%でした（検査資料は小学校より）。このような状況下で保護者、養護教諭とコーディネーターとして聴覚支援学校の先生を交え、中学進学についての話し合いが持たれました。通常学級では「授業中周囲がうるさすぎて補聴器での先生の声が聞き取りにくい」「聞き取りには先生の口元を見ることが必要であること」など、難聴児に対する多くの教員の対応が困難なことなどの理由で学区外の聴覚支援学級のある普通中学校に進級したというのがその後の経緯です。

このような軽度・中等度難聴の場合、音に対する反応が概ね見られ、難聴に対する本人・家族の受けとめに時間を要することがあります。早期の補聴器の装着を阻む理由として「家庭で見るとは、補聴器装着の必要性が実感できない」「補聴器装着に本人、もしくは保護者の抵抗がある」「補聴器の購入費用が高額なため」「家庭での会話には支障がない」「よくしゃべる」などがあげられ、軽度・中程度難聴に対してあまり理解されていないことがあります。

その他の軽度・中等度難聴の生徒で、補聴器の購入に関し各福祉制度（聴覚障害者手帳を含む）を利

用した自験例を紹介します。

17歳・高校3年生・女子生徒：耳鳴り，耳痛を訴え来院した患者さんです。聴力検査を行うと，両耳とも36.3dBの軽度難聴がありました。よく聞くと，家庭内では「聞き返しが多いが何とか会話に参加できる」とのこと。「学校では会話の輪に入っているが，笑って何とかごまかして過ごしている」とのことでした。今後，受験などもあり補聴器の装用を希望し，難聴児補聴器購入助成事業を活用し，補聴器の装用に至りました。

18歳・高校3年生・女子生徒：難聴，耳閉塞感，耳痛を訴え来院した患者さんです。専門学校（パティシエ）に入り，将来はパティシエになり，接客の仕事をしたいたいの希望をもっています。そのためにも補聴器を装用したいと来院しました。平均聴力は右耳60dB，左耳65dBでした。4，5年前より中等度難聴が指摘されていましたが補聴器の装用を拒否しており，今後の進路のことで悩み，補聴器の装用を決めたとのことです。語音明瞭度検査にて右耳が80dBで50%，左耳が80dBで40%のため，聴力障害者4級該当の診断書・意見書を提出し，両耳への補聴器の装用に至りました。

両名とも高校生活の中では周囲と何とか話を合わせて過ごしてきましたが，将来の進路を考える際，不安になり補聴器の装用を決めたものと思います。

難聴児補聴器購入助成事業制度は身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴者に対して，補聴器の装用により言語の習得や生活能力，コミュニケーション能力等の向上を促進するため，補聴器の購入費用の一部を助成し，難聴児の健全な発達を支援する目的で制度化されました。実施主体は県・市町村です。対象者は①県内に居住している18歳未満の児童・生徒，②両耳の聴力レベルが概ね30dB以上であり，身体障害者手帳（聴覚障害）交付の対象となる聴力（70dB）ではないこと，③補聴器の装用により，言語の習得など一定の効果が期待できると医師が判断（医師の意見書が必要）するもの，以上の三つの要件を満たすことです。助成の負担率は県が3分の1，市町村が3分の1で，本人負担は3分の1です。（なお，対象児童の属する世帯に市民税所得割額が46万円以上の方がいると対象外となります。また，修理費，イヤモールド以外の付属品にかかる費用は対象外です。）

大崎市では平成25年度よりこの難聴児補聴器購入助成事業が始まりました。平成25年度1名，平成26年度1名，平成27年度2名，平成28年度1名，平成29年度3名の給付対象者がいました。対象児童一人当たりの補助金額は平均約10万円前後とのことでした。最近，自院においても人工内耳や補聴器を装用して通常学級に通学している児童生徒の方が以前より多くなっている感じがします。これも平成20年頃より県内の産科の医療機関において新生児聴覚スクリーニング検査の実施や，この難聴児補聴器購入助成事業制度のおかげと思っています。

自験例の2名に共通する点は，前にも述べましたが「対面の会話や，大きめの声の対話には不自由がない」「ある程度の音や音声に反応するために，保護者（家族）に補聴器装用の必要性が理解されにくい」などの理由で補聴器の装用を決める決心が遅くなったものと思われる。高校を卒業前に，自分の今後の将来の進路を考えるうえで自発的に耳鼻科を受診したものと考えられます。このような事例から補聴器購入助成事業制度が，18歳未満の児童・生徒となっている制限について，自分の将来について悩み，その進路を決める同じ高校3年生の時期に18歳未満であるか，満18歳を過ぎたかによりこの制度の恩恵を受けられないということに対して今後何らかの対策が必要と感じているところです。幸い，2例目の女子生徒は聴覚身体障害者4級の2の両耳の語音明瞭度が80dBで50%以下のものに該当したので補聴器購入の支援を受けることができました。

以上の症例などから，補聴器購入助成事業制度があるということを広く周知していただき，言語発達などの学習面やコミュニケーションの質を上げるために社会面でも早期の補聴器の装用を本人・家族に理解してもらうよう指導するのが大切だと思います。

